

# 第Ⅲ部

## わが国防衛の 三つの柱 (防衛の目標を 達成するための手段)

### 第1章

#### わが国自身の防衛体制

### 第2章

#### 日米同盟

### 第3章

#### 安全保障協力

## 1 防衛力の意義

防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合にはこれを排除し、独立国家として国民の生命・身体・財産とわが国の領土・領海・領空を主体的・自主的な努力により守り抜くという、わが国の意思と能力を表すものである。

同時に、防衛力は、平時から有事までのあらゆる段階で、日米同盟におけるわが国自身の役割を主体的に果たすために不可欠のものであり、わが国の安全保障を確保するために防衛力を強化することは、日米同盟を強化することにほかならない。また、防衛力は、諸外国との安全保障協力におけるわが国の取組を推進するためにも不可欠のものである。

このように、防衛力は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実のもとで、わが国が独立国家として存立を全うするための最も重要な力であり、主体的・自主的に強化していかなければならない。

また、防衛大綱においては、わが国の防衛力は、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、これに対処するため、次の6つの防衛力の果たすべき役割が掲げられている。すなわち、①平時からグレーゾーンの事態への対応、②島嶼部<sup>とうしょ</sup>を含むわが国に対する攻撃への対応、③あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応、④大規模災害などへの対応、⑤日米同盟に基づく米国との共同及び⑥安全保障協力の推進であり、これらの役割を、シームレスかつ複合的に果たせるものでなければならない。

特に国民の命と平和な暮らしを守る観点から、平素から様々な役割を果たしていくことがこれま

で以上に重要であるとしている。

## 2 陸上防衛力の意義

陸上防衛力は、わが国の領土と国民を直接守る防衛力である。

陸上防衛力は、平素からの警戒監視、警察などと連携した訓練、機動展開能力の強化、サイバーや電磁波作戦能力の強化などの様々なわが国を守り抜く取組を行っている。また、米海兵隊や米陸軍との交流・共同訓練などを通じた日米同盟の強化並びに国際平和協力活動及び能力構築支援を通じた安全保障協力の推進についても寄与している。

陸上防衛力は、陸上領域における防衛警備を担当し、また、その存在や日頃からの訓練などを通じて、「グレーゾーンの事態」への対応や事態のエスカレーションを抑止するとともに、万一相手が短期間の侵略で迅速に既成事実化を図ろうとする場合には、強靱な作戦により、その侵攻を排除する役割を有している。

また、自己完結能力を備えていることなどから、災害派遣、国際平和協力業務など幅広い任務を遂行しているほか、地域と緊密な関係を保持しつつ、民生の安定や防衛基盤の育成などにも寄与している。

## 3 海上防衛力の意義

海上防衛力は、海上からの侵略に対し、わが国の領域及び周辺海域を防衛するとともに、海上交通の安全の確保、さらには望ましい安全保障環境を創出する防衛力である。

海上防衛力には、四面環海のわが国に対する他国の侵攻は必ず海上を経由する、というわが国の地理的特徴から、わが国の領域及び周辺海域への他国の侵攻を海上において抑止、排除するという

役割があり、これには武力攻撃事態等の対処だけでなく、平素から周辺海域で実施している警戒監視・情報収集も含まれる。

また、海上交通の安全確保など、海洋における秩序を維持するという役割があり、海賊対処行動及び中東地域における派遣情報収集活動を実施している。

さらに、最も国際性の高い防衛力であるという点を活かして、望ましい安全保障環境を創出するため、艦艇及び航空機の寄港・寄航や洋上での共同・親善訓練といった防衛協力・交流、さらに、他の防衛力と協力して国際緊急援助活動などを実施している。

このほか、その能力などを活かし、災害派遣、機雷の除去、国際平和協力業務、南極観測に対する協力などの任務を遂行している。

## 4 航空防衛力の意義

航空防衛力は、航空機、レーダー、ミサイルなどを主体とした、国家が保有する航空に関する防衛力である。

航空防衛力は、航空領域が陸・海領域を覆うとともに宇宙領域と接続していることから、他領域に対するC4ISR能力の発揮や各種防衛力の投射を可能とする領域を跨いだ統合運用の懸け橋として、わが国を守り抜く重要な役割を担っている。また、平時から有事まで一貫してわが国の空の平和と安全を担っている。

航空防衛力は、航空作戦の成否が作戦全般の帰すうを左右する重要な要素とされていることから、警戒監視を行い、防空作戦とともに着上陸侵攻阻止や対地支援などの作戦を行う役割を有している。

また、わが国の航空防衛力は、平時から対領空侵犯措置の態勢をとってこれを実施するとともに

に、その能力などを活かして、災害派遣や国際平和協力業務などの任務を遂行している。

さらに、航空領域にとどまらず、宇宙領域に関してもその安定的な利用に寄与している。

## 5 今後の防衛力

わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中で、防衛大綱は、今後の防衛力について、個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含むすべての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断(クロス・ドメイン)作戦により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、わが国の防衛を全うできるものとする必要があるとしている。

このため、わが国自身の防衛体制の強化について、宇宙・サイバー・電磁波を含むすべての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として多次元統合防衛力を構築するとしている。

また、わが国の防衛力がその役割を十全に果たすためには、自衛隊が有機的に連携し、迅速かつ効果的に任務を遂行できる統合運用が極めて重要である。

このため、2006年3月に、各自衛隊ごとの運用を基本とする態勢から、統合幕僚監部へ運用機能を移管するなどして、統合運用体制の機能強化を図ってきた。今日の安全保障環境のもと、宇宙・サイバー・電磁波も含めた領域横断作戦を効果的に実施できるよう、陸上、海上、航空の各防衛力をいかに有機的に融合させて運用していけるかが、かつてないほど重要になってきている。

### 第1節

## 平時からグレーゾーンの事態への対応

防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「①平時からグレーゾーンの事態への対応」

の考え方は次のとおりである。

平時からグレーゾーンの事態への対応において

は、積極的な共同訓練・演習や海外における寄港などを通じて平素からプレゼンスを高め、わが国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的なコミュニケーションを外交と一体となって推進する。

また、すべての領域における能力を活用して、わが国周辺において広域にわたり常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動 (以下「常続監視」<sup>Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance</sup>) という。) を行うとともに、柔軟に選択され

る抑止措置などにより事態の発生・深刻化を未然に防止する。これらの各種活動による態勢も活用し、領空侵犯や領海侵入といったわが国の主権を侵害する行為に対し、警察機関などとも連携しつつ、即時に適切な措置を講じる。

弾道ミサイルなどの飛来に対しては、常時持続的にわが国を防護し、万が一被害が発生した場合にはこれを局限する。

参照 2節2項 (ミサイル攻撃などへの対応) p.225

## 1 わが国周辺における常続監視

### 1 基本的考え方

わが国は、6,800あまりの島々で構成され、世界第6位<sup>1</sup>の面積となる領海 (内水を含む。) 及び排他的経済水域 (EEZ) を有するなど広大な海域

Exclusive Economic Zone

に囲まれており、自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から領海・領空とその周辺の海空域において情報収集及び警戒監視を行っている。

図表Ⅲ-1-1-1 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



1 海外領土を除く。海外領土を含める場合は世界第8位

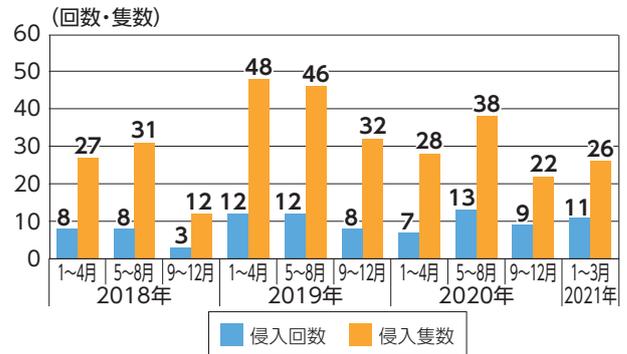
## 2 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素から哨戒機<sup>2</sup>などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海などを航行する船舶などの状況について、空自は、全国28か所のレーダーサイトと早期警戒管制機<sup>3</sup>などにより、わが国とその周辺の上空の状況について、24時間態勢での警戒監視をそれぞれ実施している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同じく24時間態勢で警戒監視を行っている<sup>4</sup>。さらに、必要に応じ、艦艇・航空機などを柔軟に

運用し、わが国周辺における各種事態に即応できる態勢を維持している。

図表Ⅲ-1-1-2

中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺の領海への侵入回数・隻数



### 解説

### 尖閣諸島について

#### 尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も一貫してわが国の領土

尖閣諸島（沖縄県石垣市）は、歴史的にも国際法上も明らかにわが国固有の領土であり、現にわが国が有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

日本政府は1895年に尖閣諸島を沖縄県所轄とすることを閣議決定し、正式に領土に編入しました。中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年に東シナ海に石油埋蔵の可能性があると国連の機関が指摘した後の1970年代以降であって、それまで何ら異議をとなえていませんでした。

それにもかかわらず、中国は、2008年に初めて尖閣諸島周辺のわが国の領海に侵入して以降、わが国の強い抗議にもかかわらず、依然として領海侵入

を継続しており、令和2（2020）年度においても2020年5月、7月、8月、10月、11月、12月、2021年1月及び2月に、中国海警船が尖閣諸島周辺のわが国領海に侵入し、付近を航行する日本漁船へ接近しようとする事案が発生していることは、誠に遺憾であり、断じて容認できません。尖閣諸島周辺のわが国領海での独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反です。

このような一方的な現状変更の試みに対して、わが国が譲歩することはあり得ません。防衛省・自衛隊としては、国民の生命・財産及びわが国の領土・領海・領空を断固として守るとの方針のもと、緊張感をもって関係省庁と連携し、警戒監視・情報収集に努めるなど、引き続き、冷静かつ毅然と対応していきます。



わが国固有の領土、尖閣諸島【内閣官房ホームページ】



2 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、見回ることを目的とした航空機で、海自は、固定翼哨戒機としてP-3C及びP-1を、回転翼哨戒機としてSH-60J及びSH-60Kを保有している。  
 3 警戒管制システムや全方向を監視できるレーダーを装備する航空機。速度性能に優れ、航続時間も長いことから遠隔地まで飛行して長時間の警戒が可能。さらに高高度での警戒もできるため、見通し距離が長いなど、優れた飛行性能と警戒監視能力を持つ。空自は、旅客機B-767をベースにしたE-767を運用している。  
 4 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）に基づいて行われる。



警戒監視を行う陸自隊員



わが国周辺海域において警戒監視にあたる海自P-1哨戒機と商船

このような警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図っている。

自衛隊の警戒監視により確認された主な事象としては、2016年6月には中国海軍戦闘艦艇が初めて尖閣諸島周辺のわが国接続水域へ入域するのを、2018年1月には中国海軍潜没潜水艦と中国海軍艦艇が尖閣諸島周辺のわが国接続水域を同日に航行するのを確認した。

また、2016年12月、2019年12月、2020年4月及び2021年4月には、空母「遼寧」を含む中国海軍艦艇6隻が沖縄本島・宮古島間を通過し太平洋へ進出するのを、2018年4月には、与那国島の南約350kmの海域で、空母「遼寧」から複数の艦載戦闘機（推定）が飛行するのを初めて確認した。

さらに、2021年4月には「遼寧」から発艦した早期警戒ヘリコプター1機が、尖閣諸島大正島領空の北東約50kmから約100kmの空域を飛行するのを確認した。このほか、2017年7月には、中国海軍情



24時間、365日警戒監視にあたる空自レーダーサイト

報収集艦が小島（北海道松前町）南西のわが国領海に入域し、津軽海峡を東航して太平洋へ進出するのを確認した。

**参照** 図表Ⅲ-1-1-1（わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ）、図表Ⅲ-1-1-2（中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺の領海への侵入回数・隻数）、I部2章2節2項（軍事）p.18、I部2章4節1項（北朝鮮）p.57

## 2 「瀬取り」への対応

### 1 基本的考え方

北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の制裁逃れを図っている可能性が指摘されている中、自衛隊はわが国周辺海域において、平素実施している警戒監視活動の一環として、国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集も実施している。

### 2 防衛省・自衛隊の対応

海自艦艇などが、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーなどが東シナ海の公海上で接舷（横付け）している様子を、2018年から2021年3月末までの間に、計24回確認<sup>5</sup>し、関係省庁とその都度、情報共有を行った。

これらの船舶は、政府として総合的に判断した

<sup>5</sup> 具体的な確認事例は、防衛省HPを参照

## 解説

## 北朝鮮による「瀬取り」とは

北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの廃棄の実現に向け、国際社会はこれまで北朝鮮に対して様々な制裁を課してきました。例えば、石油精製品の北朝鮮への供給については、国連安保理決議により、原則、年間50万バレルという上限が定められています。しかし、北朝鮮は国際社会の目が届きにくい洋上において、船から船へ

物資を積替える「瀬取り」により、年々、その手法を巧妙化させながら、石油精製品の調達を試みているとみられます。防衛省・自衛隊としては、警戒監視活動の一環として、国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集もしており、引き続き、国際社会と一致団結して、国連安保理決議の実効性確保に取り組んでいきます。

結果、国連安保理決議で禁止されている北朝鮮籍船舶との洋上での物資の積替え（「瀬取り」）を実施していたことが強く疑われるとの認識に至ったため、わが国として、国連安保理北朝鮮制裁委員会などに通報するとともに、関係国と情報共有を行ったほか、これらのタンカーの関係国などに対して情報提供を行い、対外公表を実施した。

なお、国連安保理決議で禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海上活動に対し、米国に加え、関係国が、在日米軍嘉手納飛行場を使用して航空機による警戒監視活動<sup>6</sup>を行っており、2018年4月以降、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びフランスから哨戒機が派遣された。

また、米海軍のほか、英国、カナダ<sup>7</sup>、オーストラリア及びフランスの海軍艦艇がわが国周辺海域において警戒監視活動<sup>8</sup>を行っている。防衛省・自衛隊としても、引き続き関係国と緊密に協力を



東シナ海公海上において海自P-1哨戒機が確認した、「瀬取り」を実施していたことが強く疑われる北朝鮮籍船舶タンカーと船籍不明の小型船舶（2019年12月）

行い国連安保理決議の実効性を確保していくこととしている。



動画：国連安保理決議が禁止する「瀬取り」への対応

URL：<https://youtu.be/eCOduAxZ374>

- 6 これまでに、カナダ（2018年4月下旬から約1か月間、2018年9月下旬から約1か月半の間、2019年6月上旬から約1か月間、2019年10月上旬から約1か月間、2020年11月上旬から約1か月間）、オーストラリア（2018年4月下旬から約1か月間、2018年9月中旬から約1か月半の間、2018年12月上旬から約1週間、2019年5月上旬から約1か月間、2019年9月上旬から約1か月間、2020年2月中旬から約1か月間、2020年9月下旬から約1か月間、2021年3月上旬から下旬）、ニュージーランド（2018年9月中旬から約1か月半の間、2019年10月中旬から約1か月間、2020年10月下旬から約1か月間）、フランス（2019年3月中旬から約3週間）が、在日米軍嘉手納基地を使用して、航空機による警戒監視活動を実施している。（2021年3月現在）
- 7 2019年4月28日、日加首脳会談において、トルドー首相から「瀬取り」警戒監視のためのカナダによる航空機及び艦船の派遣を2年延長するとの表明があり、安倍内閣総理大臣から謝意を表した。
- 8 これまでに、英国海軍艦艇（2018年5月上旬、同年5月下旬～6月上旬、同年6月中旬、同年12月中旬、2019年1月上旬、同年2月下旬～3月上旬）、カナダ海軍艦艇（2018年10月上旬及び下旬、2019年6月中旬、同年8月下旬、2020年10月上旬）、豪海軍艦艇（2018年10月上旬、2019年5月上旬、2020年10月下旬）並びにフランス海軍艦艇（2019年4月上旬～5月上旬、2021年2月中旬～3月上旬）が、東シナ海を含むわが国周辺海域において警戒監視活動を実施した。（2021年3月31日現在）

### 3 わが国の主権を侵害する行為に対する措置

#### 1 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

##### (1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条の規定に基づき、第一義的に空自が対処している。

##### (2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告などを行っている。

令和2（2020）年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は725回であった。

このうち、中国機に対する緊急発進回数は458回であった。

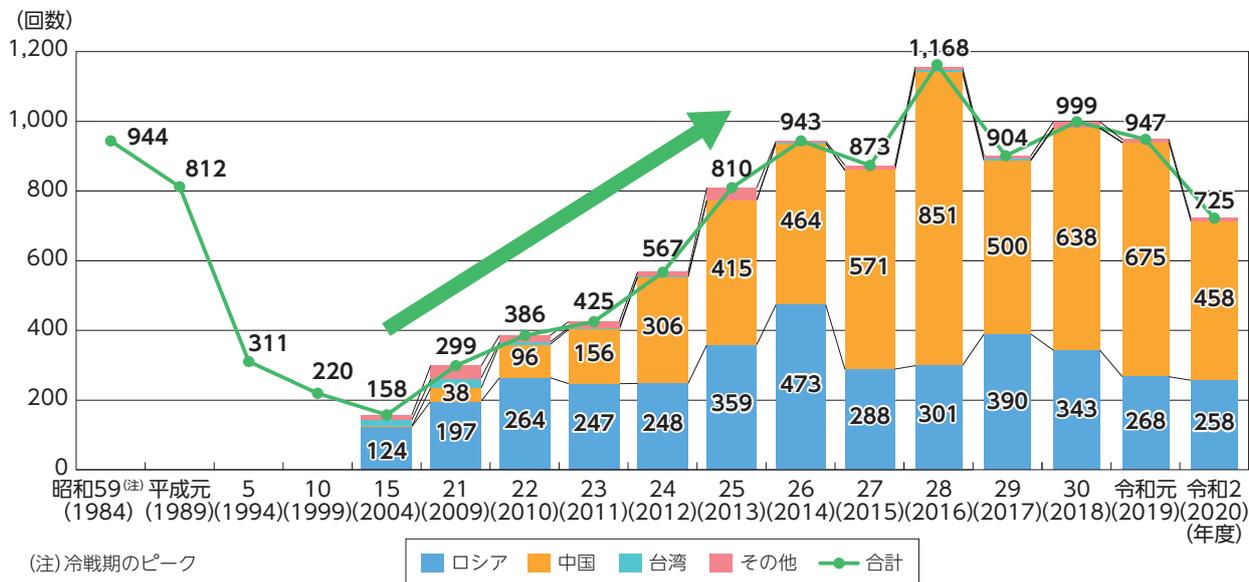
近年、中国機の飛行形態は変化し、活動範囲は東シナ海のみならず、太平洋や日本海にも拡大している。

特異な事例として、2017年5月には、尖閣諸島付近のわが国領海に侵入した中国海警船の上空において、小型無人機らしき物体1機が、わが国領空を飛行する領空侵犯事案が生じた。わが国は、外交ルートを通じて中国政府に抗議した。同年8月には、中国軍の爆撃機6機が東シナ海から沖縄本島・宮古島間を通過し、太平洋を北東に飛行して、紀伊半島沖まで往復するという飛行が初めて確認された。同年12月には、戦闘機2機を含む計5機の航空機が対馬海峡上空を通過して、日本海に進出した<sup>9</sup>。2018年4月には、中国の無人機（推定）が東シナ海を飛行する事案が生じた。

また2019年7月には、中国H-6爆撃機2機及びロシアTu-95爆撃機2機が、日本海から東シナ海までの長距離にわたる共同飛行を実施した。また、2020年12月には、中国H-6爆撃機4機及びロシアTu-95爆撃機2機が、日本海から東シナ海、さらには太平洋にかけての長距離にわたる共同飛行を実施した。

さらに、わが国周辺空域において、何らかの訓練と思われる活動や情報収集活動を行っていると考えられる航空機も確認している。

図表Ⅲ-1-1-3 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



<sup>9</sup> 中国軍の戦闘機による日本海進出は、本事例が初の確認であった。

このように、中国の航空戦力はわが国周辺空域における活動を引き続き拡大・活発化させており、行動を一方向的にエスカレートさせる事案もみられるなど、強く懸念される状況となっている。

また、ロシア機に対する緊急発進回数は、258回である。

特異な事例として、2019年6月には、Tu-95爆撃機2機が沖縄県南大東島の領海上空を、さらにそのうちの1機が東京都八丈島の領海上空を侵犯する事案が生じ、わが国は、外交ルートを通じてロシア政府に抗議した。

同年7月には、中国H-6爆撃機2機及びロシアTu-95爆撃機2機が、日本海から東シナ海までの長距離にわたる共同飛行を実施し、Tu-95爆撃機の飛行を支援していたとされるロシアA-50早期警戒管制機1機が、島根県竹島の領海上空を侵犯する事案が生じた。その際、韓国の戦闘機が当該ロシア機に対し警告射撃を行った。わが国は、領空侵犯を行ったロシア政府及びロシア機に対し警告射撃を行った韓国政府に対して外交ルートを通じて抗議した。

2020年10月にはMi-8ヘリコプターによる北海道知床半島沖の領海上空を侵犯する事案が生じ

し、わが国は、外交ルートを通じてロシア政府に抗議した。同年12月には、中国H-6爆撃機4機及びロシアTu-95爆撃機2機が日本海から東シナ海、さらには太平洋にかけての長距離にわたる共同飛行を実施した。

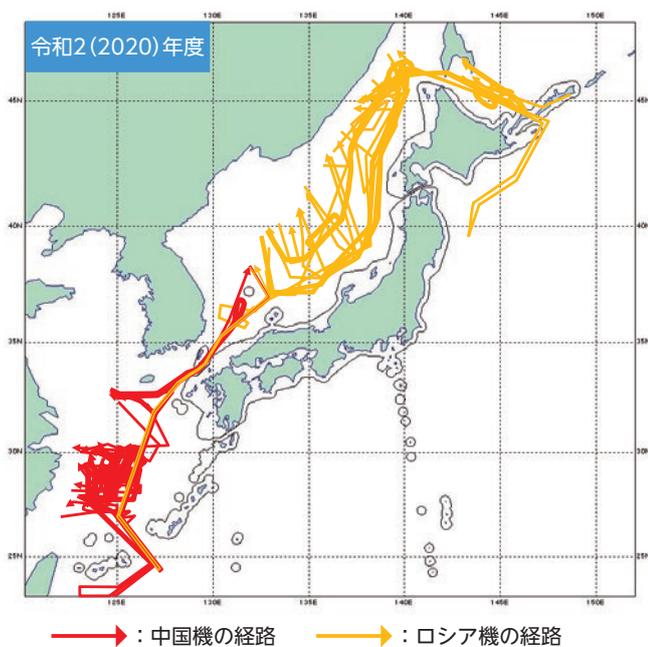
引き続き、ロシア機の活動は注視していく必要がある。

なお、2013年11月の、中国による「東シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は、当該区域を含む東シナ海において、従前どおりの警戒監視などを実施している。防衛省・自衛隊は、引き続き、わが国周辺海空域における警戒監視に万全を期すとともに、国際法及び自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施している。

**参照** 図表Ⅲ-1-1-3 (冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳)、図表Ⅲ-1-1-4 (緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例 (イメージ))、図表Ⅲ-1-1-5 (わが国及び周辺国・地域の防空識別区 (ADIZ) (イメージ))、I部2章2節2項 (軍事) p.18、I部2章5節3項6 (わが国の周辺のロシア軍) p.86、II部5章3項5 (領空侵犯に対する措置) p.198

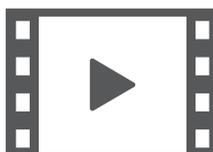
図表Ⅲ-1-1-4

緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例 (イメージ)



図表Ⅲ-1-1-5

わが国及び周辺国・地域の防空識別区 (ADIZ) (イメージ)



動画：警戒監視にあたる固定翼哨戒機

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=VHmHSCG5Eww>



緊急発進（スクランブル）指令を受け、F-15戦闘機に駆け寄る空自パイロット



対領空侵犯措置任務を担うF-2戦闘機

## 解説 対領空侵犯措置について

対領空侵犯措置とは、わが国の領空を侵犯するおそれのある航空機や、領空侵犯した外国の航空機に対して、要撃機を緊急発進させ対応しつつ、領空からの退去を警告したり、最寄りの飛行場へ強制着陸させるなどの一連の行動をいいます。また、対領空侵犯措置を有効に実施するため、防空識別圏（ADIZ）を設定し、わが国周辺を飛行している航空

機の識別を実施しています。

緊急発進回数は近年高い水準で推移していますが、防衛省・自衛隊としては、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの観点から、国際法及び自衛隊法に従い、対領空侵犯措置に万全を期していく考えです。



領空侵犯に対する措置の要領（イメージ）



わが国の領空を守るF-2戦闘機（イメージ）

## 2 領海及び内水内潜没潜水艦への対処など

### (1) 基本的考え方

わが国の領水<sup>10</sup>内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処することになる。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外

への退去を要求することになる。

☐ 参照 II部5章3項2（海上警備行動）p.198

### (2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を認めないとの意思表示を行う能力及び浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。2004年11月、先島群島周辺のわが国領海

10 領海及び内水

## VOICE

## 警戒監視にあたる早期警戒機搭乗員の声

航空自衛隊警戒航空団第601飛行隊（青森県三沢市）  
隊長 2等空佐 玉越 晃

私たちの部隊は、1976年9月、旧ソ連のベレンコ中尉が操縦するミグ25戦闘機による亡命事案を受け、1983年11月に地上配備型レーダーの覆域を補完するため空中からの警戒監視を実施する早期警戒機E-2Cを運用する部隊として発足しました。「空飛ぶレーダーサイト」とも言われるE-2Cを40年近く運用してきましたが、警戒監視能力の強化のためE-2Dの取得が進められており、現在はE-2C及びE-2Dの2機種を運用しています。搭乗員（操縦士、機上兵器管制官、機上警戒管制員）の育成を進めながらも、彼我不明機がわが国周辺に出現した際は状況に応じ速やかに航空警戒及び要撃管制を行うため、常に警戒を厳にしています。



E-2Dのエンジンを始動する筆者

E-2DはE-2Cと外観はほぼ同様ですが、レーダーを始めとする各種システムは格段に向上しているとともに、今後更なる能力向上が計画されています。そのような新規装備品に携わることは非常に多くのやりがいを感じます。

機種更新の過渡期であり、日々、試行錯誤を繰り返しながら要員養成及び練成訓練を実施しています。航空機整備員やプログラムを維持管理する者をはじめ、全隊員が協力し、一人、また一人とOR搭乗員が誕生する度に喜びを感じます。※OR：Operational Ready（行動可能態勢）

引き続き、E-2Dの能力を最大限発揮できるよう、飛行隊一丸となって邁進していきたいと考えています。



飛行隊員と早期警戒機E-2C/D

内を潜没航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自の艦艇などにより潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。

また、2018年1月に、尖閣諸島周辺のわが国接続水域を航行する潜没潜水艦を海自護衛艦などが

確認した。その後、当該潜没潜水艦は、東シナ海公海上で浮上のうえ、中国国旗を掲揚して航行しているところも確認されている。これまでも他海域においてわが国接続水域内を航行する潜没潜水艦を確認した事例<sup>11</sup>はあったが、このような尖閣



動画：対領空侵犯措置

URL：https://www.youtube.com/watch?v=pq3GE0f38uE



動画：航空自衛隊活動イメージ映像（令和2年度航空観閲式放映映像）

URL：https://www.youtube.com/watch?v=2Qel5cZwW0M&amp;list=PLJ9-iK4s7XjKgCPQpA8nYVW8g2nYuOWHv&amp;index=5



11 2013年5月には奄美大島の西の海域、久米島の南の海域及び南大東島の南の海域で、2014年3月には宮古島の東の海域で、2016年2月には対馬の南東の海域において、海自P-3C哨戒機などが、わが国の接続水域内を潜没航行する潜水艦を確認し、公表した。

諸島周辺のがが国の接続水域における中国海軍潜水艦による航行の確認は、本件が初めてであった。

さらに、2020年6月には、中国国籍と推定される潜水艦が奄美大島周辺の接続水域内を潜没航行しているのを確認し、海自護衛艦などにより所要の情報収集・警戒監視を行った。

国際法上、外国の潜水艦が沿岸国の接続水域内を潜没航行することは禁じられているわけではないが、このような活動に対して、わが国は適切に対応する態勢を維持している。

### 3 武装工作船などへの対処

#### (1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、

海上保安庁では対処できない、又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、海上保安庁と連携しつつ対処することになる。

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999年の能登半島沖での不審船事案や2001年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。

特に海自は、①ミサイル艇の配備、②特別警備隊<sup>12</sup>の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）<sup>13</sup>の装備、⑤艦艇要員の充足率の向上、⑥立入検査隊に対する装備の充実などを実施してきたほか、1999年に防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、定期的な共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

## 4 中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集

### 1 中東地域への自衛隊派遣に向けた経緯

中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、わが国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。

中東地域においては、緊張が高まる中、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、2019年6月には日本関係船舶の被害も発生した。このような状況

のもと、米国や欧州諸国などの各国は、同地域において艦船、航空機などを活用し、船舶の航行の安全のための取組を進めている。

わが国は、中東における緊張緩和と情勢の安定化に向けて、同月の安倍内閣総理大臣のイラン訪問、同年9月の国連総会時の日米首脳会談、日イラン首脳会談をはじめ、政府として外交的な取組を積極的に進めてきた。

このような中、国家安全保障会議などにおいて、総理を含む関係閣僚の間で行った議論の結果、わが国としては、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のためのわが国



動画：護衛艦「くまの」命名式・進水式  
URL：<https://www.youtube.com/watch?v=4AHIBY-JBR0>



動画：潜水艦「たいげい」命名式・進水式  
URL：[https://www.youtube.com/watch?v=\\_E6N8FDPmCQ](https://www.youtube.com/watch?v=_E6N8FDPmCQ)



12 2001年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。  
13 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして跳弾の防止が図られている。

独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底、及び③自衛隊アセットの活用による情報収集活動を行っていくこととし、同年12月、日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について、政府としての方針を閣議決定した。

本情報収集活動では、水上部隊として護衛艦1隻を派遣するほか、派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機を海賊対処の任務に支障のない範囲で活用することとしている。

また、活動海域は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む。）としている。

自衛隊が収集した情報については、内閣官房、国土交通省、外務省をはじめとする関係省庁に共有しており、官民連絡会議等を通じて関係業界にも共有するなど、政府としての航行安全対策に活用されている。

## 2 自衛隊の活動

### (1) 自衛隊による情報収集活動

自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものである。

これは、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応としての自衛隊法第82条に規定する海上における警備行動（海上警備行動）に関し、その要否にかかる判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定に基づき実施するものとしている。

### (2) 活動実績

2020年1月、P-3C哨戒機2機が、海賊対処部隊の交代に合わせて出国し、同月、情報収集活動



アラビア海北部において情報収集活動にあたる護衛艦「すずなみ」

を開始した。

また、護衛艦「たかなみ」は、同年2月、出港し、同月、現場海域における情報収集活動を開始した。

なお、これまで2次隊として護衛艦「きりさめ」が、3次隊として護衛艦「むらさめ」が派遣されており、2021年1月、護衛艦「すずなみ」が4次隊として任務を引き継ぎ活動している。

現在までのところ水上部隊及び航空隊が活動した海域において、日本関係船舶に対する特異な事象があったとの情報には接していない。

### ア 水上部隊（派遣情報収集活動水上部隊）

オマーン湾の公海及びアラビア海北部の公海において活動している。確認した船舶数は2021年3月31日現在で累計26,576隻となっている。

### イ 航空隊（派遣海賊対処行動航空隊）

アデン湾の公海及びアラビア海北部の西側の公海において活動している。確認した船舶数は2021年3月31日現在で累計17,798隻となっている。

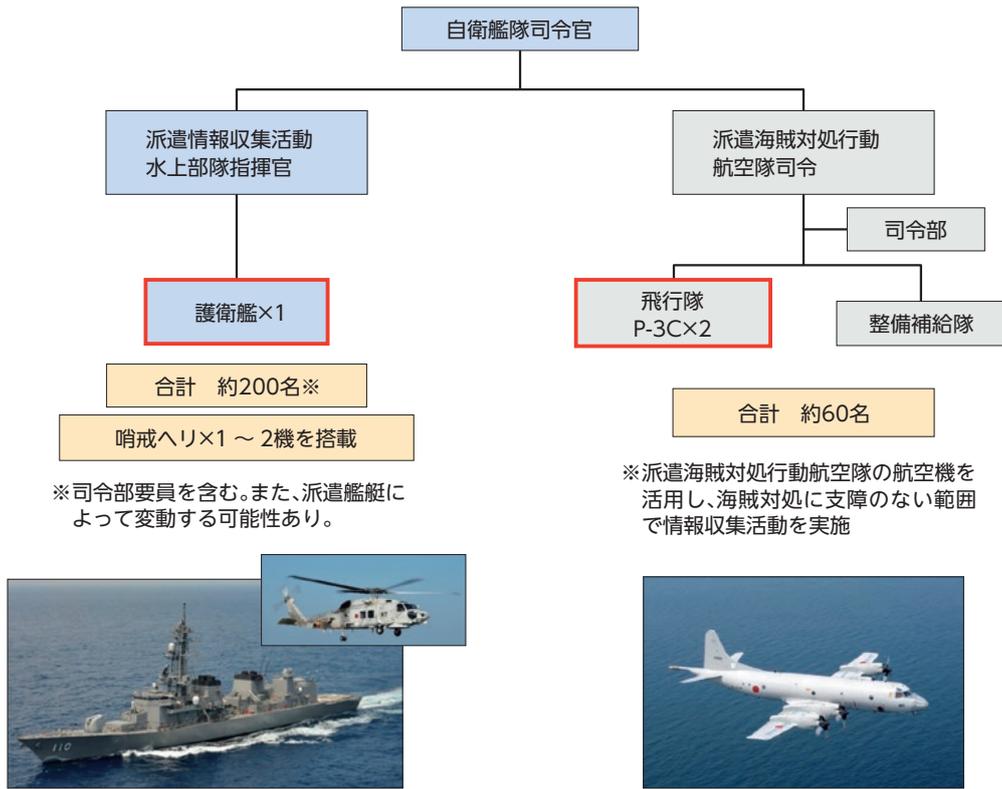
### (3) 活動期間の延長

中東地域においては、日本関係船舶の防護を直ちに要する状況にはないものの、高い緊張状態が継続していること、また、米国などによる「海洋安全保障イニシアティブ」を始め、各国も活動を継続していることなどを踏まえ、2020年12月



動画：中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動  
URL：[https://twitter.com/modjapan\\_jp/status/1235845086254002178](https://twitter.com/modjapan_jp/status/1235845086254002178)

図表Ⅲ-1-1-6 中東における情報収集活動に従事する部隊



図表Ⅲ-1-1-7 自衛隊による情報収集のための活動（イメージ）

- 活動の目的: 政府の航行安全対策の一環として、日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集
  - ※不測の事態が発生するなど状況が変化し、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、海上警備行動を発令して対応（保護対象は日本関係船舶(※)とし、個別具体的な状況に応じて対応）
- 運用アセット: 護衛艦1隻(哨戒ヘリ1～2機搭載)、P-3C哨戒機2機(派遣海賊対処行動部隊の航空機を活用)
  - ⇒実際の現場海域における船舶の航行状況や周辺海域の状況、特異事象の有無等について、継続的に情報を収集することが可能。
- 情報収集活動地域: オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海(排他的経済水域を含む)

(※) 日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、わが国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又はわが国の積荷を輸送している外国籍船であってわが国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。

11日、政府は自衛隊の活動期間を1年間延長することとした。

なお、期間満了前に、日本関係船舶の航行の安全確保の必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、活動期間の終了を待たず、その時点において当該活動を終了するほか、情勢に顕著な変化が見られた場合は、国家安全保障会議において対応を検討することとしている。

**□ 参照** 図表Ⅲ-1-1-6 (中東における情報収集活動に従事する部隊)、図表Ⅲ-1-1-7 (自衛隊による情報収集のための活動(イメージ))、資料15 (中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について)

### 3 関係国との意思疎通や連携

#### (1) 米国

わが国として、中東地域における日本関係船舶の航行の安全を確保するためにどのような対応が効果的かについて、原油の安定供給の確保、米国との関係、イランとの関係といった点も踏まえつつ、総合的に検討した結果、米国などの海洋安全保障イニシアティブには参加せず、日本独自の取組を適切に行っていくこととした。一方、中東における航行の安全を確保するため、米国とはこれ

までも様々な形で緊密に連携してきているところであり、自衛隊の情報収集活動に際しても、わが国独自の取組を行うとの政府方針を踏まえつつ、同盟国である米国と適切に連携することとしている。このため、海自からバーレーンに所在する米中央海軍司令部へ、海上自衛官1名を連絡官として派遣し、米軍と情報共有を行っている。

#### (2) 中東地域における沿岸国

わが国独自の取組として実施する今般の情報収集活動については、イランを含む沿岸国の理解を得ることは重要であり、これまでも同活動について、透明性をもって説明してきている。また、中東における船舶の航行の安全確保については、沿岸国の役割が重要であり、わが国の取組について、沿岸国に働きかけ、理解を得てきている。

2021年2月15日の日イラン防衛相テレビ会談において、岸大臣から、中東地域における日本関係船舶の安全航行の確保を目的とした自衛隊による情報収集活動の延長について説明し、日本関係船舶の安全確保を含め、船舶の安全な航行確保のための協力を求めるなど、わが国は、引き続き、イランを含む沿岸国との間において、意思疎通を図っていく考えである。